

「第5次渡名喜村総合計画の後期基本計画」及び「第3次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略」策定支援業務 公募型プロポーザル実施要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

「第5次渡名喜村総合計画の後期基本計画」及び「第3次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略」策定支援業務（以下、「本件業務」とする。）

(2) 目的

本業務は、本村における「第5次総合計画の前期基本計画（以下、現行基本計画）」及び「第2次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略」の計画期間が終了することから、計画期間を令和9年度～令和13年度とした、新たな「第5次総合計画の後期基本計画」及び「第3次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略」の策定を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

詳細は別添「第5次渡名喜村総合計画の後期基本計画」及び「第3次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略」策定支援業務公募型プロポーザル仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(5) 提案上限額

18,264,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、委託金額の上限を示すためのものである。

※基本的に委託金は業務完了後にその全額を支払うが、受託者の要望に応じて調整を行うものとする。

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、コンソーシアム等の複数企業等（以下「共同企業体」という。）での提案も可とする。

(1) 沖縄県に本店（本社）及び支店を有すること。

(2) 本件業務の実施に当たって、必要時に現場へ職員の派遣を行い、調整を行えるものであること。

(3) 地方自治体が実施する、本件業務と同内容の事業について、沖縄県内にて受託実績を有するもの。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

※共同企業体による応募の要件は、以下のとおりとする。

- ① 共同企業体の中に代表者(幹事法人)を置くこと。
- ② 共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同企業体の代表者(幹事法人)が応募を行うこと。
- ③ 共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者(幹事法人)、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等が記載されていること。
- ④ 幹事法人は、本業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関であること。
- ⑤ 共同企業体の全ての構成員が、応募資格(1)～(8)の全ての要件を満たすこと。

3. 実施スケジュール

内容	期日
公示	令和7年6月19日(木)
仕様等に関する質疑	令和7年6月19日(木) ～6月25日(水)
質疑に対する回答	令和7年6月30日(月)
応募書類の提出期限	令和7年7月17日(木)
プレゼンテーション審査	令和7年7月25日(金)
結果通知	令和7年7月30日(水)
契約締結	令和7年8月5日(火)

(1) 公示

- ① 公示期間 令和7年6月19日(金)より開始

(2) 仕様等に関する質疑

- ① 問合期間 令和7年6月19日(木)～6月25日(水)17時まで
- ② 問合方法 電子メール

- ③ 問合先 渡名喜村役場総務課 翁長
y-onaga@vill.tonaki.lg.jp
- ④ 回答日時 令和7年6月30日（月）までに電子メールにて回答する。

（３）応募書類の提出

- ① 提出期限 令和7年7月17日（木）17時必着
- ② 提出書類
- イ. 参加申込書（様式1）
 - ロ. 企画提案書
 - ・内容は仕様書を参照すること。
 - ・任意様式、A4サイズ
 - ハ. 積算書（様式2）・積算内訳（任意様式）
 - ニ. 誓約書（様式3）
 - ホ. 履歴事項全部証明書（複写可）
 - ヘ. 印鑑証明書（複写可）
 - ト. 県税（法人事業税及び法人県民税）の未納がないことを示す納税証明書（複写可）
 - チ. 直近2年分の決算書（複写可）
 - リ. 協定書の写し（共同企業体の場合）
 - ・共同企業体の場合は、ニ、ホ、ヘ、ト、チについて、共同企業体の構成員ごとに提出すること。
- ③ 提出部数 正本1部、副本7部
※正本と副本は、フラットファイルに綴じて提出すること。
- ④ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）
- ⑤ 提出先
- イ. 住所：〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917-3
 - ロ. 宛先：渡名喜村役場総務課 翁長

（４）プレゼンテーション審査

- ① 実施日 令和7年7月25日（金）13時30分（予定）
- ② 場所 渡名喜村役場
- ③ 内容 提案内容のプレゼンテーション 15分、質疑応答 15分
- ④ その他
- イ. プレゼンテーション審査を行う時間帯については、後日連絡する。
 - ロ. プロジェクター及びスクリーンは渡名喜村で用意するが、パソコン等は各自で用意すること。

（５）結果通知

令和7年7月30日（水）までに電子メールにて行う。

4. 審査及び評価

(1) 企画提案書に求める内容

企画内容に求める内容は以下の通りとする。

- ① 会社概要（連絡先を記載すること）
- ② 業務実施方針・実施フロー
- ③ 現状分析・将来予測の調査手法
- ④ 村民及び庁内の意見集約の方法
- ⑤ 各種会議運営の方法
- ⑥ 実施体制・スケジュール
- ⑦ 類似業務の実績
- ⑧ その他独自提案

(2) 審査方法

- ・審査は、本件業務の審査委員会が行う。
- ・審査は、提出された応募書類の書類審査及びプレゼンテーション審査により実施する。
- ・参加者が多数の場合は、書類審査により 5 社程度を選定し、プレゼンテーション審査を実施する。

(3) 評価基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 技術力（専門性や類似業務実績が十分にあること）
- ② 適合性（事業の趣旨と企画提案の内容が合致していること）
- ③ 実効性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- ④ 具体性（企画提案の内容が具体的かつ効果的であること）
- ⑤ 妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）

(4) 受託候補者の選定

評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。

5. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と協議の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を締結する。

(2) 契約保証金

免除する

(3) 契約書作成の要否
要

6. その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、本件業務のプロポーザルの審査以外の目的には使用しない。
- (3) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書等の著作権は参加者に帰属するが、渡名喜村役場が本件業務のプロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- (5) 本件業務のプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 本件業務のプロポーザルは受託候補者の選定を目的とするものであり、契約後の業務においては、必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 本要項に定めのない事項については、渡名喜村役場と協議の上決定する。

7. 問い合わせ先

〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917 番地の 3

渡名喜村役場 総務課 担当：上原、翁長

電話：098-989-2002（直通）

E-mail：y-onag@vill.tonaki.lg.jp